

## 判決書等の写しの貸出しについて

判決書等の写しを貸出しに当たっては、下記の各条件を了承の上、利用してください。

なお、別途、貸出しに係る判決書等の写しの受領書を御提出ください。

### 記

- 1 判例・法律雑誌に掲載し又はその検討をすることを目的とする貸出しだること。
- 2 判例・法律雑誌に掲載する場合には、特別の条件（以下の枠内記載の条件）が付されない限り、当事者を含む個人<sup>1</sup>の氏名、会社名及び地名（市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）を全て仮名処理すること（マスキングや一部仮名処理がされている判決書写しであっても、マスキングや仮名処理された部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。）。

#### 【特別の条件】

- 3 貸し出した判決書等の写しは、雑誌編集に必要な場合を除き、第三者に交付しないこと。
- 4 貸し出した判決書等の写しは、速やかに裁判所に返却すること。
- 5 上記の条件と異なる使用をする場合は、改めて裁判所の許可を得ること。
- 6 判決書等の写し中の裁判所書記官名は掲載しないこと。

以上

連絡先：東京地方裁判所事務局総務課広報係

電話：03-3581-2294

<sup>1</sup>訴訟代理人である弁護士、弁護人である弁護士を含む。